

能代市建設工事応募型見積り合せの参加者の募集について

次のとおり見積り合せを執行するので、下記により参加者を公募する

1	公募日	令和7年11月4日
2	契約担当者	能代市長 齊藤 滋 宣
3	工事名	河戸川第3橋仮設道路整備工事
4	施工場所	能代市河戸川地内
5	完成工期	令和8年3月27日
6	工事主管課	都市整備部 道路河川課 電 話 番 号 0185-89-2192 ファクシミリ番号 0185-89-1778
7	工事の種別	ほ装工事
8	工事概要	施工延長 L=540m、不陸整正 A=1,620m2 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています。
9	予定価格	1,045,000 円（消費税及び地方消費税を含む金額）
10	入札書比較価格	950,000 円（予定価格の110分の100に相当する金額）
11	見積り合せ参加資格要件	見積り合せに参加する者は、応募型見積り合せ基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること。 (1) 令和7・8年度能代市建設業者等級格付名簿のほ装工事B級又はD級に登載されていること。 (2) 能代市に能代市建設工事入札制度実施要綱第2条に規定する主たる営業所を有する者であること。 (3) 建設業法第3条に規定する建設業の許可（舗装工事業）を受けていること。 (4) (3)の許可を受けている工種について、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
12	スケジュール	(1) 見積提出期間 令和7年11月4日(火) 15:00 から 令和7年11月10日(月) 17:00 まで (2) 見積提出場所 能代市役所 第1庁舎1階 契約検査課 (3) 開披予定日 令和7年11月11日(火) 10:00
13	見積内訳書	見積書提出時に見積金額と一致する見積内訳書を提出すること。
14	本工事に適用する契約事項	B型を適用する。
15	契約保証金	能代市財務規則第127条の規定による。
16	前払金	請求することができる。
17	その他	(1) 応募型見積り合せ基本事項のとおり。 (2) 本工事は、能代市週休2日制工事である。

応募型見積り合せ基本事項（建設工事）

1 見積り合せに参加する者に必要な要件

- (1) 本市の建設業者等級格付名簿に登録されている市内建設業者で、市内に主たる営業所を有する者であること。
- (2) 建設業法第28条に規定する指示又は営業停止の措置を受けていないこと。
- (3) 本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者等を本工事の現場に配置できること。
 - ア 現場代理人 工事現場に常駐できる者
※「能代市建設工事請負契約における現場代理人常駐義務の緩和措置に関する基準」により兼務を認める場合を除く。
 - イ 主任技術者又は監理技術者 建設業法第26条第1項に規定する者
※直接的かつ恒常的な雇用が必要。
(申込時において3カ月以上雇用されていること。)
 - ウ 専門技術者 建設業法第26条の2に規定する者
- (5) 本工事の計画業務又は設計業務を行った者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。

2 設計図書に関すること

発注する工事内容の説明は、市ホームページへ掲示する設計図書の閲覧によるものとする。

ただし、設計図書を印刷物により閲覧又は貸出を希望する場合は、次によるものとする。

- (1) 閲覧又は貸出場所 能代市総務部契約検査課
- (2) 貸出時間 4時間以内

3 見積り合せに関すること

参加申込は見積書を提出することにより行い、次によるものとする。

- (1) 提出方法 持参によること
- (2) 提出先 能代市総務部契約検査課
- (3) 見積書 決定に当たっては、見積書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を見積書に記載すること。
- (4) 見積内訳書 見積価格と一致する見積内訳書を見積書に添付すること
※見積書と同封すること

- (5) 資格審査書類 公募時に指定された場合には、参加資格審査資料等必要な書類を提出すること。
※見積書と同封せず提出すること

4 開披、決定に関すること

- (1) 開披の立ち会い 希望する見積り合せ参加者は、開披に立ち会うことができる。
(2) 決定の通知 契約の相手方が決定したときは、速やかにその旨を当該相手方に通知する。
(3) 結果の公表 見積り合せの結果は、契約検査課及び行政情報コーナーに掲示し、能代市ホームページに掲載する。
(4) 見積書を提出した者が、見積書提出期間に見積り合せに参加する者に必要な要件を満たさないこととなった場合、その見積書は無効とする。
(5) 契約の相手方の決定から契約締結までの間において、決定者が見積り合せに参加する者に必要な資格を満たさないこととなった場合は、当該決定者と契約を締結しないことができる。

5 契約締結の時期

決定者は、契約の相手方に決定した通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に契約を締結しなければ当該見積り合せはその効力を失う。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。

6 その他必要な事項

- (1) 完成工期は、事情により変更することがある。
(2) 一括委任又は一括下請は禁止する。
(3) 見積り合せ参加者は、設計図書等を熟知し、規則及び入札心得等を遵守すること。
(4) 参加申込についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 0185-89-2222

ファクシミリ番号 0185-54-6460

見 積 書 (第 1 回)

令和 年 月 日

能代市長 齊 藤 滋 宣 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて見積します。

記

工 事 名	河戸川第3橋仮設道路整備工事
見 積 金 額	¥
備 考	

令和 7 年度 公 共 事 業

工 事 設 計 書

能代市

市 長	副 市 長	収 入 役	部 長	課 長	課長補佐	係 長	精 算 者	設 計 者	
着 工 完 成 期 日		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日				摘 要	工期 日間		
工 事 番 号		第 号							
幹 線 名 路 線 名 等									
施 工 位 置									
工 事 名		河戸川第 3 橋仮設道路整備工事							
工 事 費		金 円也							
工 事 概 要		施工延長 L=540m 不陸整正 A=1,620m2							

河戸川第3橋仮設道路整備工事

総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
工事費	1	式				
本工事費	1	式				
舗装工事01	1	式				
合計						

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
舗装工事01	1	式				
不陸整正工	1	式				
不陸整正 28mm以上34mm未満	1,620	m2			P 1 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				

河戸川第3橋仮設道路整備工事

本 工 事 費 内 訳 書

[illegible]

特 記 仕 様 書

年 度：令和 7 年度
工 事 名：河戸川第3橋仮設道路整備工事
施工箇所：能代市河戸川 地内

第 1 章 総 則

1－1 共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（仕様書、施工管理基準及び規格値、品質管理、参考資料）最新版」に基づき実施しなければならない。

1－2 工事種別

本工事の工事種別は、舗装工事である。

1－3 建設発生土関係

1. 工事による発生土は自由処分とし、運搬距離は5 kmで計上している。
2. 残土処分地、運搬距離及び運搬経路についての計画を施工計画書に明示すること。
3. 残土処分地の所有者から承諾を得たことを証する書類を提出すること。
4. 運搬距離については、設計変更の対象としない。

1－4 建設副産物関係

1. 請負者は、仕様書 共通編 1-1-1-21及び22の規定に基づき、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を行わなければならない。
2. 本工事により発生する建設副産物は、下記の施設にて積算しているが、指定するものではない。
 - ①アスファルト殻、コンクリート殻（有筋・無筋）
 - 1)受け入れ場所：能代市落合字綱割1 3 番地2 4
 - 2)再資源化施設名：有限会社平塚自動車工業
3. 運搬収集を委託する場合は、下記の書類を提出するものとする。
 - 1)収集運搬業者の許可書の写し
 - 2)請負者と処理又は運搬業者との契約書の写し
 - 3)処理業者の所在地及び計画運搬ルート

1－5 災害時の協力体制

1. 緊急巡回
 - ① 緊急巡回とは、台風、豪雨、豪雪、地震等により、工事現場において災害が発生した場合又は、その恐れがある場合にその状況を把握し、適切な措置を講じるもので、監督職員の指示により巡回をおこなうものである。
 - ② 緊急巡回担当者は、工事現場の異常等を発見した場合には、速やかにその危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を講ずるとともにその状況について監督職員に報告するものとする。
 - ③ 緊急巡回に当たっては、写真撮影をし、日時及びその状況を記録しておくものとする。
 - ④ 緊急巡回中に事故が発生したときは、速やかにその状況を監督職員に報告しなければならない。
2. 災害時の協力体制と緊急時の諸作業
工事現場が災害等で被災した場合に備え、協力体制を確立するとともに、指示があった場合は、被害を最小限に抑えるため、緊急時における諸作業を実施する。

3. 緊急巡回及び緊急時の諸作業に関する詳細については、発注者・受注者双方の協議により行うものとする。

1-6 工程関係

1. 本工事において、他の管理者より特別施設及び施工時間帯等の制約を受けた場合は監督職員と協議しなければならない。
2. 請負者は、一時中止あるいは中断期間内においても、現場内巡視点検を行い、現場内の整理・整頓及び安全の確保に努めなければならない。
3. 本工事は、通年施工できるものである。
4. 請負者は、月末に工程のフォローアップを実施し、月初めに実施工程表を工事履行報告書と共に提出すること。
5. 施工計画書における休日に工事を行う場合は、事前に監督職員の承諾を得ること。また、作業員の休日の確保を行うこと。

1-7 環境対策・建設機械

請負者は、仕様書 共通編 1-1-1-34及び38の規定を遵守し、作業を実施すること。

1-8 工事中の安全確保

請負者は、仕様書 共通編 1-1-1-30の規定を遵守し、常に工事の安全に留意しなければならない。

1-9 地域住民及び関係団体等との調整

請負者は、仕様書 共通編 1-1-1-41の規定を遵守し、書面にて記録し、監督職員に提出すること。

1-10 過積載防止対策

請負者は、仕様書 共通編 1-1-1-37の規定および『過積載防止対策要領』を遵守すること。

なお、このことについての対策を施工計画書に明示すると共に、実施状況を報告すること。

1-11 設計図書の照査等

1. 請負者は、施工前及び施工途中において自らの費用で施工現場の状況および設計図書の照査を行い、監督職員に結果を提出しなければならない。

なお、施工前照査の結果を提出するまでは、本工事に着手することを認めない。

2. 前項の結果、修正・変更しなければならない事実を発見した場合は、関係資料を整えたうえで事前に監督職員と協議もしくは確認を請求しなければならない。また、変更に要する数量計算書及び図面等は請負者が作成し、監督職員に提出しなければならない。
3. 請負者は、監督職員から関係資料及び図面等の提出を求められた場合は、すみやかに対応しなければならない。

1-12 コリンズ（CORINS）への登録

工事請負代金額が500万円以上の工事については、仕様書 共通編1-1-1-5の規定に従い作成、登録しなければならない。

1-13 中間検査対象の有無

対象外 ・ 対象 (対象の場合は下記を記載)

中間検査実施段階		実施回数
工種	実施段階	
—	—	—

1-14 週休2日制工事の対象

本工事は週休2日制工事（発注者指定型）である。

実施にあたっては、「能代市週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に基づき行うこととする。

第2章 材 料

2-1 使用材料

工事に使用する資材は設計書のとおりとする。

第3章 一般施工

3-1 路面補修・清掃

請負者は、工事区間内外において資材・残土等の運搬等で路面を損傷・汚した場合には、路面補修・清掃を行わなければならない。

第4章 その他

4-1 工期

本工事の工期は、令和8年3月27日とする。

4-2 提出書類

請負者は、指定の日までに次の書類を提出しなければならない。又、提出した書類に変更が生じた時は、監督職員に速やかに変更届けを提出しなければならない。

1. 工事着手届

着手日は、契約締結後10日以内とし、以下の書類を添付すること。

・ 工程表

2. 建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書又は他の退職金制度の加入証書の写し（工事請負契約締結後原則1ヶ月以内、着手届に添付も可）

3. 建設労災補償共済等加入証明書（法定外労災）の写し（工事請負契約締結後原則1週間以内、着手届に添付も可）

4. 施工計画書（提出期限：工事着手届における着手日まで）

5. 使用資材関係

6. 道路使用許可書(写)・道路工事届出書(消防署・通行止及び片側通行)写

7. その他共通仕様書に記載のある提出物の外、監督職員が求めたもの。

4－3 交通誘導警備員

1. 工事期間中の交通管理として、交通誘導警備員は計上しない。
3. 交通誘導警備員については、配置計画、施工量、施工方法及び施工条件等の変更を伴わない場合は、設計変更の対象としない。

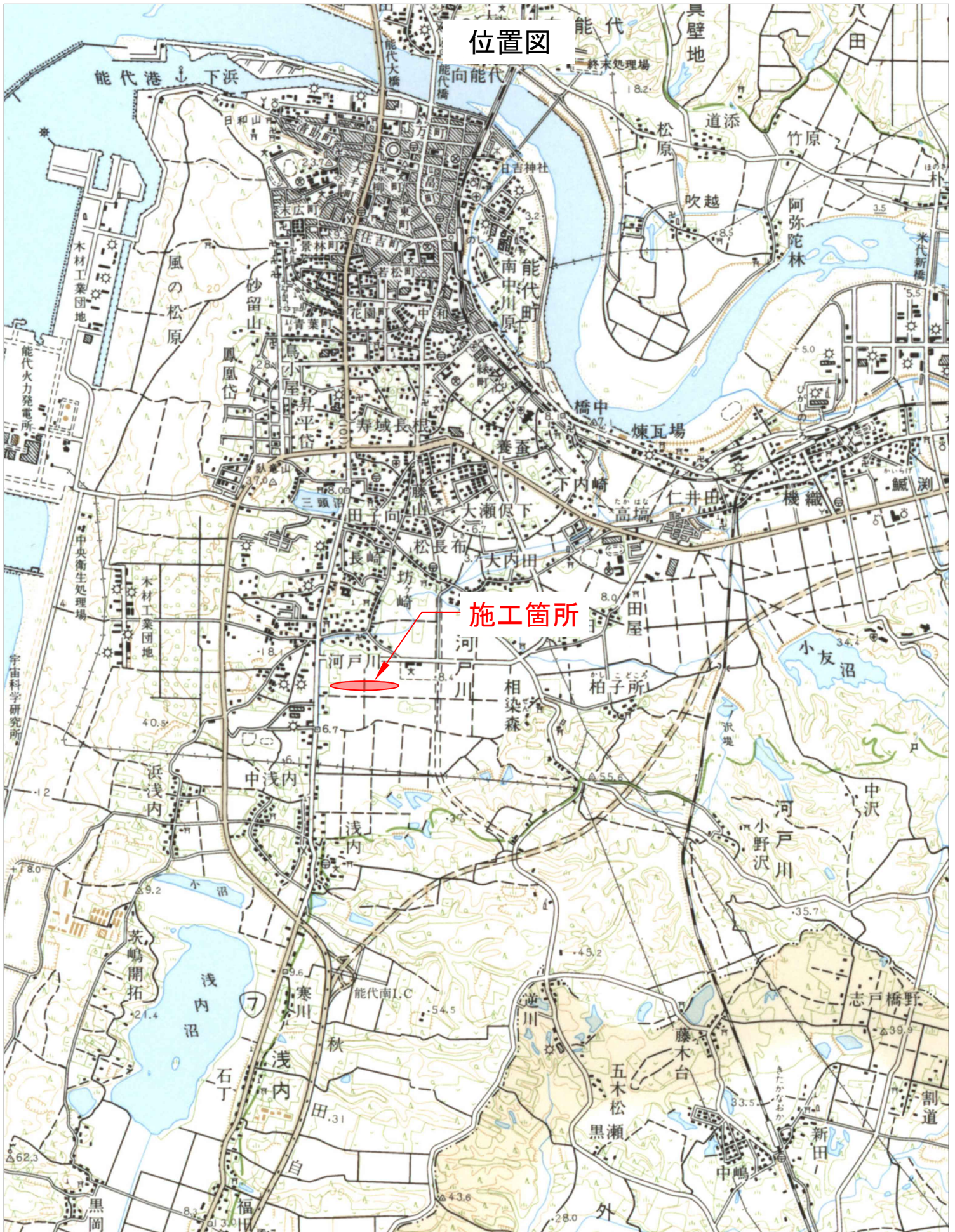
4－4 工事妨害及び不当要求

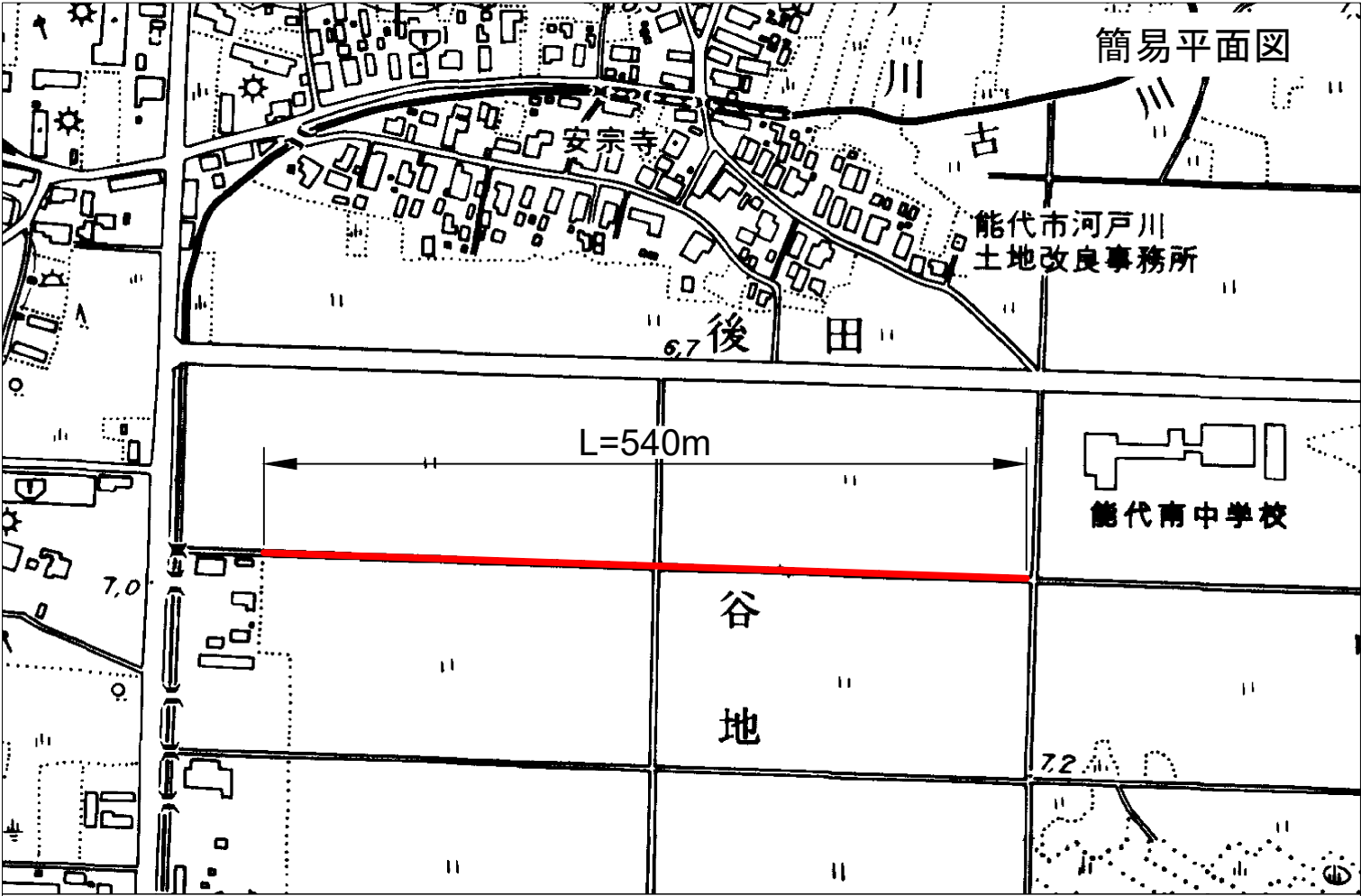
暴力団関係者等から工事妨害及び不当要求を受けた場合は、速やかに被害届を警察に提出するとともに、監督員に連絡すること。

4－5 地元業者への配慮

本工事で使用する資材の購入や下請負については、市内に主たる営業所を有する業者を優先的に活用するよう努めること。

位置図





標準断面図

